

議第130号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る県立看護師等養成所授業料資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

ほか120人

2 金額 88,200,000円

(参考)

220,500円×1人= 220,500円

264,600円×8人= 2,116,800円

529,200円×11人= 5,821,200円

661,500円×1人= 661,500円

793,800円×100人= 79,380,000円

議第130号
権利放棄につき議決を求めることについて